

東墨田の環境を考える会

代表

東墨田の産業廃棄物施設に関する要望書

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、私達が住む東墨田地区は産業構造の変化に伴い閉鎖された空き工場が多くなりました。しかしながら、その反面、墨田清掃工場が作られて以来、これらの空き工場に産業廃棄物処理業者が各地から進出して来られる様になり、下記の様な問題が生じております。我々住民が安心して暮らせるよう、新たに進出する業者や業務の拡張に関する許可や認可の厳正な審査と、許可内容と実際の作業内容が異なる違法な操業への行政指導の徹底を要望いたします。

敬具

記

東墨田 2 丁目 24 番 19 号の工場設置許可について

1.

産業廃棄物処理業に係る施設の設置の場合は、設置予定地から 500 メートル以内に居住する住民の同意を得るほか、設置予定地の隣接土地所有者に十分な説明を行い、理解を得るものとするされ、また、設置予定地から 500 メートル以内にある町内会に対し、事前説明を行い、当該町内会の同意を得るものとされています。しかし、我々住民は事前説明も聞いておらず、同意もしていません。更に不可解な事に、市民団体すみだ行革 110 番大瀬康介代表が墨田区に情報開示請求を行った結果、株式会社 提出の工場設置認可申請書（別紙 10-10）に同意書が添付されておりますが、同意年月日の記載も無く、同意者については個人情報と称し、黒く塗り潰されているために真実の同意があったのか、捏造されたものかを検証できません。また、我々住民側でこの様な施設に同意した者は居ないか調べて回りましたが、調べた限りでは誰も同意した覚えは無いと言っております。この事は場合によっては刑法第百五十九条（私文書偽造・変造）に該当する恐れもあり、塗り潰された部分を開示し、住民が法的な手段を経ずにも検証できる様にして欲しいので開示を要望いたします。

2.

工場設置許可申請書第1号様式その2、
公害防止措置の概要の部分に作業中は開口部を閉鎖する事になっているが、実際には右写真の様に開口部分を開けたまま作業をしており、騒音や粉塵に周辺住民は悩まされておりますので公害防止措置を徹底させる事を要望致します。



3.

工場設置許可申請書（別紙 10-4 から 10-6）の図面には住宅があるかの様に書かれているが、現状の左写真を見ても住宅らしきものは存在しておりませんし、事実人が住める状況ではない。



この事は申請内容に著しい虚偽があり、刑法百五十七条（公正証書原本不実記載）に該当する恐れもあり、許可を受理した墨田区の監督の甘さや馴れ合いを示すものです。

4.

工場設置許可申請書第1号様式その1で主要の生産品目は廃プラスチックで許可を申請しているものの実際には、金属や木くず等が多く申請内容との齟齬が著しく、許可内容の厳守を要望致します。また、どうしても廃プラスチック以外の処理をする必要があるなら許可の変更届を出す等、必要な手続きを行って合法的に作業して下さいよう要望致します。

5. 一般公道での荷下ろし積み込み作業

この工場前面の公道においてコンテナ等の荷下ろしや、積み込み作業をする光景が見られます。公道においては警察から道路使用許可を受けていなければ道路交通法第七十七条（道路使用の許可）違反及び同七十六条（禁止行為）に該当するものと思われます。これには罰則の規定があり三月以下の懲役又は五万円以下の罰金となっております。

一般廃棄物処理運搬業許可申請書について

1.

一般廃棄物処理運搬業許可申請書には主たる事務所以外の事務所、事業場、運搬車の車庫等の名称及び所在地として、墨田区東墨田 2-24-19 と同東墨田 2-18-29 が申請されているが、実際には東墨田 3丁目 11 番 2 号へ、写真左の様に産業廃棄物処理車両の保管場所になっている。



ここは、市民団体すみだ行重 110 番大瀬康介代表が墨田区に情報開示請求を行った結果土地に関する一切の許可届出、認可の申請が無いので、区政情報不存通知書が出されております。しかも、その理由として、認可を要する業態の実態が無く、申請が無いとしています。したがって、この場所へ産業廃棄物処理車両の保管場所及び産業廃棄物を保管する事は、あらゆる届

出が出ていない以上、産業廃棄物処理法違反に該当するものと思われます。

該当法令

産業廃棄物処理法第十四条（産業廃棄物処理業）

産業廃棄物処理法第十四条の二（変更の許可等）

産業廃棄物処理法第十四条の三（事業の停止）

産業廃棄物処理法第十四条の三の二（許可の取消し）

産業廃棄物処理法第十五条（産業廃棄物処理施設）

産業廃棄物処理法第十五条二の六（改善命令等）

産業廃棄物処理法第十五条の三（許可の取消し）

産業廃棄物処理法第十九条の三（改善命令）

罰則第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以上の法規に抵触している恐れがあるので速やかに産業廃棄物処理車両の保管及び、産業廃棄物の保管を止めるよう要望致します。

更にこのような違法の行為をしている業者が都や区の公共事業を請負っている事に疑問を感じると共に公共事業の発注者、受注者共に反省を求めます。